

### 3 競争政策等関係

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
独占禁止法等の執行の強化 (公正取引委員会)	a 厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての一体的な検討を開始する。	検討開始	検討		(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。措置体系全体に係る諸問題の検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	
(公正取引委員会、総務省)	b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。	体制強化について措置体制移行について検討			(公正取引委員会) 公正取引委員会の体制については、平成15年度において、定員40人の増員を行い、審査部門を中心とした体制の充実強化を図ることとしている。また、弁護士、公認会計士、エコノミストを採用する等体制の充実強化を図った。 公正取引委員会の位置付けについては、平成15年4月から内閣府の外局に移行させることとし、第156回国会に、「公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案」を提出(4月2日法成立、9日施行)	
(公正取引委員会)	c カルテルに対する現行の課徴金制度について、悪質な違反行為の摘発を効果的に行い、カルテルや談合の抑止を図るために、恣意性を排除し、かつ透明性を確保した上で、調査に積極的に協力し、かつ違法性の低い事業者に対する課徴金の減額措置の必要性・導入の可能性のほか、必要に応じて有効な調査、検査の在り方などを含めて、公正取引委員会の審査活動の実効性を高める方策について検討する。	検討・結論	検討(aと一体的に更なる検討)		(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。本研究会で課徴金の減額制度についても検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(公正取引委員会)	d 不当な取引制限の罪等の法人等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、独占禁止法第6条、第8条第1項第2号及び同項第3号違反行為について、違反行為が既になくなっている場合にも、法的措置を講ずることが出来るようにする。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布、施行		(公正取引委員会) 不当な取引制限の罪等の法人等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、独占禁止法第6条、第8条第1項第2号及び同項第3号違反行為について、違反行為が既になくなっている場合にも、法的措置を講ずることが出来るようにすること等を内容とする独占禁止法改正法が平成14年5月22日に成立し、同年6月29日に施行された。	
入札談合に關与した発注者側に対する措置の導入 (公正取引委員会)	入札談合に關与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、立法府において入札談合に關与した発注者側に対する措置の導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。	検討	検討 (結論)		(公正取引委員会) 公正取引委員会が入札談合等独占禁止法違反行為に關与した発注者に対して改善措置の要求をすることが出来るようにすること等を内容とする「入札談合等關与行為の排除及び防止に関する法律」(平成14年法律第101号)が、平成14年7月24日に議員立法として成立し、平成15年1月6日に施行された。	
規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があるれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。	必要に応じて実施	必要に応じて実施		(公正取引委員会) 電気事業の次期制度改革に係る具体的制度設計に關し、独占禁止法の機能を十分に發揮させる観点から指摘すべき事項について、「政府規制等と競争政策に関する研究会」を開催し、「電気事業分野における競争促進のための環境整備について」を取りまとめ、公表した(平成14年6月28日)。 電気通信事業の市場構造の急速な変化等に対応した市場の捉え方及び望ましい制度の在り方等について、「政府規制等と競争政策に関する研究会」を開催し、「電気通信分野の制度改革及び競争政策の在り方について」を取りまとめ、公表した(平成14年11月15日)。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p>	<p>検討(逐次結論)</p>			<p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、公正取引委員会と経済産業省は、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した「適正な電力取引についての指針」を改定・公表した(平成14年7月25日)。</p> <p>また、経済産業省が開催している総合資源エネルギー調査会電気事業分科会及び同都市熱エネルギー部会に公正取引委員会も参加する等電気事業分野及びガス事業分野における競争を促進する観点から、必要な連携を図っている。</p> <p>(公正取引委員会、総務省)</p> <p>公正取引委員会と総務省は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、これまでの独占禁止法及び電気通信事業法の運用事例を踏まえた規定の追加並びに「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正に伴う規定の整備等を内容とする一部改定を共同で行った(平成14年12月25日公表)。</p> <p>また、総務省が開催している「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」に公正取引委員会も参加する等電気通信事業分野における競争促進に向けて連携を図っている。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
一般集中規制(持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制)の見直し(公正取引委員会)	a 大規模会社の株式保有について、資本の額又は純資産額という形式的な基準による規制を廃止する。持株会社の公正取引委員会への届出、報告基準を引き上げる。 金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第11条について、証券会社、無尽会社、信託会社をその規制対象から外すとともに、適用除外株式を拡大し、また、保険業法等との整合性を確保するなど、その在り方を見直しを検討し、規制対象範囲の縮減を図る。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布、施行		(公正取引委員会) 一般集中規制の見直し等を内容とする独占禁止法改正法が、平成14年5月22日に成立し、同年11月28日に施行された。	
	b 平成9年の独占禁止法改正後の持株会社の実際の状況、経済実態等も踏まえ、過度に持株会社を規制することのないよう、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」(持株会社ガイドライン)を見直す。			措置		(公正取引委員会) 「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」を廃止し、新しいガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」を作成し、公表した(平成14年11月12日)。
景品類に関する規制の見直し(公正取引委員会)	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。 【インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて(平成13年4月26日公表)】	措置済				
民事的救済制度(公正取引委員会)	制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止め請求ができる独占禁止法違反行為として、私的独占及び不当な取引制限を対象とすることを含めて、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討			(公正取引委員会) - 民事的救済制度の整備に係る改正は、平成13年4月から施行されたところ、同制度の実施状況を注視している。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	引き続き励行	引き続き励行		(公正取引委員会) 引き続き励行する。	
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 (公正取引委員会、総務省)	a 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。 【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(平成13年11月30日)】	措置済			(公正取引委員会、総務省) 公正取引委員会と総務省は、これまでの独占禁止法及び電気通信事業法の運用事例を踏まえた規定の追加並びに「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正に伴う規定の整備等を内容とする「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の一部改定を共同で行った(平成14年12月25日公表)。	
	b また、上記指針について、平成14年中に見直しを行うとともに、その後も必要に応じて逐次見直しを行う。		見直し	必要に応じて逐次見直し		
景品表示法における表示規制の見直し (公正取引委員会)	消費者が商品選択するに当たっての重要情報の開示の在り方など、現行の景品表示法上の不当表示規制について見直しを検討し、所要の措置を講ずる。	検討	結論、措置		(公正取引委員会) 公正取引委員会が取り組むべき消費者取引問題について「消費者取引問題研究会」において検討が行われ、平成14年11月に報告書が取りまとめられた。同報告書等を踏まえ、商品の内容等について実際のものよりも著しく優良であると示す表示につき、事業者が裏付けとなる合理的な根拠を示さない場合の措置を定める等について、第156回通常国会へ改正法案を提出した。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について- 広告表示問題を中心に-」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し			(公正取引委員会) 対消費者向け電子商取引に関する実態調査等を踏まえ、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」を取りまとめ公表した(平成14年6月5日)。	
ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。 【ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会の報告書(平成14年3月20日公表)】	措置済				
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実 (経済産業省) <流通イの再掲>	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。	検討	措置(4月施行予定)		流通イ 参照	
フランチャイズ・ガイドラインの見直し (公正取引委員会) <流通イの再掲>	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。	検討	措置(4月策定・公表予定)		<流通イ 参照>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握と情報開示を含めた制度の在り方の検討 (経済産業省) <流通イの再掲>	近年、小売業以外のフランチャイズ産業のウェイトが高まっている実態にもかんがみ、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等による中小企業・ベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業などの小売業以外のフランチャイズについては、その実態把握を十分に行い、上記の現行法制上のルールに加え、契約締結時の情報開示を含めた制度の在り方について、早急に検討する。		実態把握制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討		<流通イ 参照>	
公共料金 (内閣府及び関係省庁)  (内閣府及び関係省庁)	民間事業に係る公共料金制度について、低廉で良質なサービスの確保を図るため、「今後の公共料金の取扱いについて」(平成6年11月18日閣議了解)を踏まえ、競争的環境の整備、事業の効率化の促進に併せ、事業の内容・性格等を勘案しつつ、価格設定の在り方の見直し、料金の多様化、弾力化を推進する。 a 平成12年8月1日の物価安定政策会議提言を踏まえ、個別事業分野における情報公開ガイドラインの策定等を通じ、所管する公共料金の情報公開に速やかに取り組む。また、進ちょく状況について、2年後を目途にフォローアップを行う。	逐次実施	フォローアップ		(内閣府) 物価安定政策会議において、当該フォローアップについての審議を行い、その点検結果とともに、情報公開の方法の改善、重点的に公開すべき詳細情報、分野別ガイドラインの整備・活用、消費者の実質的参加の保障といった将来への課題を提言した『公共料金分野における情報公開の現状と課題～「知ること」から「参加すること」へ～』を作成、公表(平成15年3月)。	
(内閣府)	b 公共料金分野における参入規制、価格設定方式、情報公開等に係る制度改革に関する課題について検討を行う。	検討	検討		(内閣府) 物価安定政策会議特別部会(基本問題検討会)において、これまでの諸改革についての評価を踏まえ、競争条件の整備、公営・補助制度の見直し、料金設定方式の見直しを中心に、将来に向けた課題を整理した「公共料金の構造改革：現状と課題」を作成、公表(平成14年6月)。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省及び関係省庁)	国及び一定の政府関係法人の工事について、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。	逐次実施			<p>(国土交通省) 競争性向上のため、公募型指名競争入札の一部について、詳細条件審査型一般競争入札を試行的に実施。</p> <p>(国土交通省・総務省) 国土交通省・総務省連名で各都道府県に対し、工事規模・発注体制等を踏まえた一般競争入札等の適切な実施を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、入札契約適正化法に基づき要請(国総入企第36号・総行第203号「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成14年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知))。</p> <p>(農林水産省) 競争性向上のため、公募型指名競争入札の一部について、詳細条件審査型一般競争入札を試行的に実施。</p>	
指名競争入札方式の改善 (総務省)	地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。この場合、都道府県及び政令指定都市は、他の市町村と比して適正な工事の施工の確保のための措置等が採りやすい実情にあるので、その実施する指名競争入札方式を採る工事については、低入札価格調査制度への早期移行に向けた検討に着手する。		検討		<p>(総務省) 低入札価格調査制度への移行等を求めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」の具体化に努めるよう総行第60号・国総入企第8号「公共工事に係る入札及び契約の適正化について」(平成14年5月14日付け(総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知))により地方公共団体に要請。</p> <p>なお、すべての都道府県・政令指定都市で低入札調査制度を導入済み(平成14年3月31日現在：入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査)。</p>	



規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省及び関係省庁)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	継続的に実施			(総務省) 総行第60号・国総入企第8号「公共工事に係る入札及び契約の適正化について」(平成14年5月14日付け(総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知))により地方公共団体に要請。	
履行保証制度の見直し (国土交通省)	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について早期に検討を開始する。	検討開始	とりまとめ		(国土交通省) 有識者からなる「新たな保証制度に関する実務研究会」の検討結果を上半期中に取りまとめ。	
監督・検査の外部委託の積極的推進 (総務省、財務省、国土交通省及び関係省庁)	前記、と並行して、発注した工事の監督や検査について、会計法及び地方自治法施行令の規定の下での監督・検査の外部委託を積極的に活用する。 また、その実施状況も踏まえ、必要があれば更なる監督・検査の外部委託の活用についても検討する。 また、行政改革及び雇用創出の観点も踏まえ、監督・検査の外部委託の積極的な活用を検討する。	継続的に推進(活用、検討)			(総務省・財務省・国土交通省) 平成14年10月31日付けで、国土交通省と財務省、総務省のそれぞれ連名で、各省各庁及び各都道府県に対し、業務体制の整わない場合における外部機関の活用等も含めた工事の監督・検査の充実を含む公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、入札契約適正化法に基づき要請。(国総入企第35号・財計第2471号、国総入企第36号・総行第203号)	
21リース契約等の契約方式の改善 (関係省庁)	政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等(これら機器の保守を含む。)の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。		措置		(内閣府) 平成14年4～6月に、リース契約を行っている関係省庁から契約方式の実態についてヒアリングを実施したところ。 今後、このヒアリング結果等に基づき、リース契約の方式に関する政府調達の制度のあり方・運用等について検討を行うこととする。	